

## 第12回口頭弁論(差止)報告集会

2019年10月30日(水)  
参議院議員会館 101 会議室  
17:30~20:00

### 【 プログラム 】

- |                        |                |
|------------------------|----------------|
| 1 あいさつ                 | 代理人弁護士 寺 井 一 弘 |
| 2 第12回口頭弁論（結審）の報告      |                |
| 「新安保法制法の内容とその違憲性」      | 代理人弁護士 棚 橋 桂 介 |
| 「新安保法制法による被侵害権利」       | 代理人弁護士 角 田 由紀子 |
| 「原告らの被害と損害の深刻性」        | 代理人弁護士 古 川 健 三 |
| 「新安保法制法の危険性と本件差止めの必要性」 |                |
|                        | 代理人弁護士 福 田 護   |
| 「本件と司法判断のあり方」          | 代理人弁護士 伊 藤 真   |
| 「日本はどこへ行くのか」           | 代理人弁護士 錦 織 明   |

※次回、安保法制の差し止めの裁判の期日は、 月 日( ) 【103号法廷】です。

アピール活動を から地裁前で行いますので、ご参集ください。

※国賠の裁判期日は、11月7日(木) 15:00 【103号法廷】です。

アピール活動を 14:00から地裁前で行いますので、ご参集ください。

#### <本日の流れ>

- |             |                     |
|-------------|---------------------|
| 13:00       | 裁判所前 広報             |
| 14:00       | 103号法廷 開廷           |
| 16:00       | 記者会見（裁判所内 司法記者クラブ）  |
| 17:30~19:00 | 報告集会                |
| 19:00~20:00 | 原告集会（テーマ 差止の署名について） |

## 私たちはなぜ安保法制違憲訴訟を提起したか

原告ら訴訟代理人 弁護士 寺井 一弘

私たち弁護団は最終準備書面を裁判所に提出しておりますが、本日はその書面の要約を簡潔に陳述させていただきます。

この書面は全体で別紙を含め800頁を超えるものとなっております。

実は私たちはこれでも少ないと考えています。それは本件訴訟がわが国の平和憲法と国柄が根本的に問われている事件であり、この書面に盛られている内容は国民市民の魂を込めた切実な訴えと願いが込められているからであります。

東京地方裁判所民事第2部のあなた方裁判官は、原告と代理人が申請していた証人8名の採用を全て拒否し、本日結審して近い時期に判決を下されようとしています。私たちは少なくともこの最終準備書面について時間を惜しむことなく、真摯に熟読されるよう強く要請させていただきます。

改めて説明するまでもないことかもしれませんが、私は意見陳述の冒頭にあたりまして、「安保法制違憲訴訟」をなにゆえに提起せざるを得なかったかについて改めて簡潔に申し上げさせていただきます。

それは近代立憲史上にも例がない憲法破壊を強行した安倍政権による国のあり方を根本的に転換させる「改憲」を如何なる意味でも認めることができない、そして、この国の権力の暴走を止め、立憲主義、民主主義の危機について国家としての自己復元力を発揮するのは、三権の一翼を担う司法こそが行いうる立場にあるということに他なりません。司法が、一見して明白な違憲立法をこのまま看過するようなことがあれば民主主義国家の自殺を意味するのであり、この平和憲法そのものの破壊を座視するようなことがあれば、到底民主国家における司法とは呼べない、そう確信するからです。

長崎における違憲訴訟の原告代表をつとめておられた谷口稜暉さんは2015年8月9日の長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典において次のように述べられていました。「戦後、日本は再び戦争はしない、武器は持たないと世界に公約した『憲法』が制定されました。しかし、いま集団的自衛権の行使容認を押しつけ、憲法改正を押し進め、戦争につきすすんだ時代に逆戻りしようとしています。政府が進めようとしている戦争につながる安保法

制は、被爆者をはじめ平和を願う多くの人々が積み上げてきた核兵器廃絶の運動、思いを根底から覆そうとするもので、許すことはできません」。

その谷口さんはすでに故人となられましたが、16歳で被爆されて全身にやけどを負い、「赤い背中の少年」と呼ばれ、全身をさらして原爆の非人間性と戦争の悲惨さを最期まで訴え続けられました

戦争こそ何千万人を殺戮し、暴力や差別、そして言論弾圧を必然的かつ大量に生み出す最大の人権侵害であること、そして、日本国民が戦後70年間以上にわたって憲法9条のもとで「一人も殺さない、一人も殺されない」という国柄を堅持して戦争への道を食い止め続けてきたことを、私たちは決して忘れてはならず、私たちの提起した安保法制違憲訴訟はこの谷口さんら新安保法制によって筆舌に尽し難い被害を受けた多くの人々の命をかけた思いと闘いを肝に銘じて展開されてきました。

東京大学の石川健治教授は「安倍政権のクーデターを完結するのは最高裁判所の合憲判決である」との指摘をされました。しかし、私たちは歴史的暴挙でしかないこのクーデターを絶対に許さないという決意であります。

「過去に目を閉ざす者は現在においても盲目である」との言葉はドイツの元大統領ワイツェッカー氏の演説の一文であります。私たちが今、安保法制違憲訴訟を闘うことは、安倍政権の暴挙を「忘れない」、「許さない」ためのぎりぎりの使命であると考えてこの訴訟を提起しました。

日本国憲法は司法権の独立を明記し、司法に違憲立法審査権を与えました。人権を保障していくためには政治部門から独立した裁判所による公平な裁判が不可欠との考えから裁判所に「憲法の番人」としての役割を与えたのであります。

しかし、戦後70年、日本国憲法のもとで司法の独立は何度も危機に瀕してきました。平和憲法を突き崩すためには政治が裁判所を抱き込むことが必要不可欠とされてきたのであります。とりわけ2015年に安保法制が強行採決されて国会成立して以来、この傾向はますます強まっています。青井未帆学習院大学教授は沖縄の辺野古訴訟・福岡高裁判決に対して「政権への忖度というよりも積極的に憲法を壊すことに加担

したと評価されても仕方ない」と論じ、「裁判所が本件安保法制違憲訴訟において司法権に望まれる公正中立な役割を踏まえ、憲法破壊に加担することなく、法の支配の原則にのっとって判断をなされることを強く望みたい」と述べておられます。

私たちは北から南までの全国各地で25の「安保法制違憲訴訟」を提起してきましたが、その中で前橋地方裁判所では安倍第一次政権で内閣法制局長官をつとめられた宮崎礼壹氏ら3名を証人として採用し、今年の6月13日に宮崎元長官は法廷において「集団的自衛権の行使は憲法が容認する自衛の措置を超えるものであるため憲法違反である」旨断じられました。私は政権の中核におられた宮崎氏が安保法制の違憲性を明白に指摘されたことはきわめて重いものだと考えています。証人尋問は前橋に続いて横浜地裁で今年の10月31日にそれぞれ4名の原告尋問と証人尋問（宮崎礼壹、青井未帆、半田滋、今井高樹）、そして東京地裁民事10部の「女の会」の違憲訴訟でも今年の12月と来年の1月に原告尋問と憲法学者への証人尋問が実現されることになっております。

憲法を蹂躪して行政と立法が暴走するとき、それを抑止するのは司法をおいてほかになく、今こそ司法が、三権分立の本来的使命を発揮して、自衛隊の海外派兵を差し止めるなどこの国の岐路を転轍する役割を果たすべきだと考えています。司法は、わが国に法の支配と立憲主義、そして平和主義を回復させる負託に応えなければならない責務があることを3名の裁判官に心から訴えて私の意見陳述とさせていただきます。

## 新安保法制法の内容とその違憲性

### 原告ら訴訟代理人 弁護士 棚橋 桂 介

原告代理人の棚橋から、最終準備書面第1章について意見を陳述いたします。

時間も限られておりますので、集団的自衛権容認・行使の違憲性について中心に申し上げます。

#### 1 集団的自衛権容認・行使の違憲性

従来の政府の憲法9条の解釈の基本は、①自衛隊は、外国から武力攻撃を受けた場合に、これを排除して国民を守るための必要最小限度の実力組織であるから、9条2項で持たな

いとされている「戦力」には当たらない、②したがって、自衛隊が実力を行使できるのは、我が国が武力攻撃を受けた場合に限られ、集団的自衛権などに基づいて海外で武力の行使をすることは許されない、この2点に集約されてきました。

そして、これを前提として、政府は、自衛隊の武力行使が許されるのは、自衛権発動の3要件（①我が国に対する急迫不正の侵害があること、すなわち武力攻撃が発生したこと、②これを排除するために他の適当な手段がないこと、③必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと）を満たす場合に限り得るとしてきました。これらの要件のうち、最も重要であり、実際に武力行使の歯止めとして機能すると考えられてきたのは、我が国が武力攻撃を受けるのでない限り、我が国から外国等に対して武力行使をすることはしないという①の要件でした。その上で、③の要件（必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと）によって、自衛行動の限界が画され、自衛隊の実力行使は、常に相手方からの我が国に対する武力攻撃を受けて開始される受動的なものであり、かつ、その行動範囲が基本的には我が国の領域内にとどまらなければならないとされ、このことが、専守防衛とか、海外派兵は禁止されているという言葉で表現されてきました。

ここで、集団的自衛権という言葉の意味について再度確認しておきます。集団的自衛権は、ある国と密接な関係にある他国が武力攻撃を別の国から受けたときに、自分自身は直接攻撃されていないが、その他国に加えられた攻撃を武力をもって排除するという、国際法上認められた地位・権利と解されています。要するに、他国からの武力攻撃に対して自国を防衛する権利ではなく、他国を防衛する権利です。

集団的自衛権については、政府は一貫して憲法9条の下では集団的自衛権の行使が許されないとしてきました。その理由は、1972（昭和47）年の政府見解（「集団的自衛権と憲法との関係について」。以下「昭和47年政府見解」といいます。）等に端的に示されていますが、憲法9条の下で例外的に容認される武力行使は、外部からの武力攻撃に

よって国民の生命等が危険にさらされた場合にこれを排除するためのものに限られるが、我が国以外の第三国に別の国から武力攻撃が加えられても、これによって我が国の国民全体の生命等に危険が及ぶことはあり得ないから、集団的自衛権に基づく武力の行使が、この例外的な武力行使の中に含まれる余地はないということです。我が国の（個別的）自衛権の行使は、武力攻撃から我が国や国民を守るための措置であり、したがって我が国に対する武力攻撃の発生をその発動の要件とするのに対して、集団的自衛権は、我が国に対する武力攻撃が発生しておらず、国民や国の存立が直接危険にさらされていない状況下での武力行使である点において、個別的自衛権とは決定的にその性格を異にするものであり、憲法上許されないというのが、歴代の政府によって繰り返し繰り返し表明され、国会の議論の中で積み上げられてきた、確立した解釈でした。

このことについて、宮崎礼壹・元内閣法制局長官は、前橋地裁における証人尋問において以下のように述べられました。「これは従来政府が何度か集団的自衛権は違憲だと言いましたよというだけにとどまらないんですね。それは国会で質問され、国会の中で述べている見解なんです。しかも、それは、例えば防衛予算を通してくださいという立場のときに、あるいは防衛二法だとか、あるいはPKO法以降であれば毎年のように出た自衛隊の海外における活動を根拠付ける新しい法律、こういうものを通してくださいというふうに国会に提出したときに、国会において、これは集団的自衛権に当たるんじゃないかという議論が必ず出たわけです。それは具体的にも抽象的にも、そういう議論がされれば答えざるを得ません。そういうときに、政府としては、これは集団的自衛権を行使するというものに当たるものじゃありませんと、したがってご了解くださいということで、もし集団的自衛権行使に当たるのであれば違憲であるからできませんけれどもということの説明、約束して、防衛予算あるいは防衛関係の諸法律というものを手に入れてきた。そういうものを調達してきたわけです。集団的自衛権の行使は

違憲だというのは、単にある解釈ということにとどまらなくて、国会もそれをそうかということで予算を承認し、法律を成立させてきたわけですから、政府も国会も一緒になって、日本国国家として、憲法9条の下では集団的自衛権の行使はできないという道を実践してきたわけですね。憲法実践、国家実践として集団的自衛権の否定ということをしてきたわけで、単に答弁したことがあるということではないということをよく御理解いただきたいと思うわけです。」

憲法9条の明文規定との関係では、我が国を武力で侵略する国があった場合に、これを、飛んでくる火の粉を振り払うという意味での最小限の実力ないし武力を使って振り払うということについては、国際紛争を解決するということに至らないと解する余地があり、従って専守防衛の範囲にとどまる個別的自衛権については憲法9条1項の下でも認められると考えることができますが、集団的自衛権の行使は、他国に加えられた武力攻撃を、出て行って武力で解決をするということですから、端的に言って国際紛争を解決するための武力行使にほかならず、憲法9条1項に反することは明白です。そして、憲法9条2項との関係では、自衛隊は同項が禁じる戦力にあたるのではないかということに対する政府の一貫した見解は、飛んでくる火の粉を振り払うための必要最小限度の実力の行使はできることになっており、自衛隊はそのための実力を保持するというだけでやっただけなので、戦力にはあたらないというものでしたが、集団的自衛権の行使というのは、同盟国に加えられた武力攻撃を一緒になって排除することですから、現実の国際間における武力紛争を鎮圧するだけの効果があるものでなければ話にならないわけで、そのようなものが戦力に当たらないということはありません、憲法9条2項に反することも明白です。

ところが、政府は、2014年7月1日の閣議決定（7・1閣議決定）で、昭和47年政府見解の論理を踏襲するとしつつ、結論部分を180度変更して、集団的自衛権の行使を容認しました。これは、もともと憲法9条の存在にも拘わらず個別的自衛権の行使だけ

が許されることの根拠であった昭和47年政府見解の一部分をもってきて、個別的自衛権とは本質を全く異にする集団的自衛権、要するに他国を防衛する権利の行使が許される根拠としたものであって、牽強付会と言わざるを得ません。宮崎証言も、昭和47年政府見解が最小限の武力行使が可能となる事態として掲げる「外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされる」事態について、「外国の武力攻撃によって」というのは、外国の我が国に対する武力攻撃によってということ以外の何ものでもない」と述べています。横畠裕介・内閣法制局長官が、昭和47年政府見解による「外国の武力攻撃」という部分は、必ずしも我が国に対するものに限定されていない」と答弁したことについても、宮崎証言は、次のように述べています。「どうしてそういう答弁をされたか、極めて不可解なんです。昭和47年見解の外国の武力攻撃によってというのは、国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆されるというところにつながっていくわけですね。そこにある幸福追求の権利というのは、憲法13条の言葉なわけですね。したがって、国民というのは日本国民を指しているわけです。そこのところは現政府の幹部の人たちも認めるわけですね、国民というのは日本国民だということは、それはそうですということなんです。そうすると、論理からして、外国の武力攻撃により国民のことであるならば、外国の我が国に対する武力攻撃によりということと言わなくたってそういう意味だったと言わなければおかしいんじゃないでしょうか。また、47年見解の全体の趣旨なり結論を見ましても、集団的自衛権というのは他国防衛なのだから9条の下では無理なんだという結論が書いてございましたね。もし外国の武力攻撃という中に他国に対する武力攻撃というものも入るんだとすると、あとの説明はもっと別の説明にならなきゃおかしいわけで、論理的にも、結論から見ても、また、先ほど申し上げたように、この47年見解が出る前の国会の議論なりそこでの法制局長官や一部長の答弁の内容から見ても、外国の武力攻撃によりというのは我が国に対す

るとということ以外の何ものでもなかったと。だから、どういうつもりでおっしゃっているのか知りませんが、そこは事実によく反するし、私は、言わば証人として、そういうような理解を法制局なりかつての政府はしたことがないと申し上げます。」

このように、政府は、憲法9条の明文規定に反し、永年の政府解釈あるいは国会の議論で積み重ねられてきた憲法実践、国家実践に反して、集団的自衛権の行使を容認したのです。

この政府の新たな解釈によって、これまで「自衛権発動の3要件」とされていたものが、「武力の行使の3要件」（新3要件）に置き換えられることになりました。その内容は、①我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること、②これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと、③必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと、です。

この新3要件が、極めて曖昧で歯止めとしての役割を果たし得ないことについては、新安保法制法の国会での議論の序盤において、政府が、ホルムズ海峡で機雷が敷設され、それをどかさないと世界的に石油供給不足になって我が国も大変な目に遭うということも、存立危機事態に当たりうると答弁し、内閣総理大臣自身が、経済的影響でも存立危機事態になるということを述べていることからして、明白と言わざるを得ません。

2014年7月の外務大臣の答弁も、「日米同盟に基づく米軍の存在及び活動、これが我が国の平和と安全を維持する上で死活的に重要である……その米国に対する武力攻撃は、これは当然、我が国の国民の命や暮らしを守るための活動に対する攻撃になるわけですので、これは三原則に当てはまる可能性が高い」となっており、米軍に対する攻撃があった場合にはおよそ存立危機事態に当たることが多いという内容の答弁がなされています。これは、新3要件の無限定性を端的に表しています。

さらに、そもそも武力攻撃が発生したかどうかという点もかなり微妙な問題であり、我が国と密接な関係にある他国に対する言わば急迫不正の攻撃としての武力攻撃が発生したということの判断を我が国が主体的にできるのか、他に適当な手段がないかどうか、実力行使を必要最小限度にとどめられるかという判断も、我が国が主体的に判断できるのかという問題があります。集団的自衛権の場合、主人公は、武力攻撃を受けた米国その他の我が国に対し集団的自衛権行使の要請をしてきた国であって、その国が武力による反撃が必要と判断して話が始まるのですから、武力行使による以外に方法がないのかどうか、その判断が依然維持されるべきか否かの判断は、もっぱら当該被攻撃国が行う事項に属するのであって、我が国が途中で「存立危機事態」要件が消滅したとして戦線を離脱しようと考えたとしても、当該「我が国と密接な関係にある国」がそれを了解するとは考えられませんし、またいったん手を出した以上、途中で自分だけやめたといっても、「敵」が許してくれるはずがありません。

このように、新3要件は、極めて曖昧で歯止めとしての役割を果たし得ず、その建付は致命的なまでに不明確で、大きな混乱をもたらすものです。

以上述べてきましたように、集団的自衛権の行使を容認した新安保法制法は、憲法9条の明文規定に反し、永年の政府解釈あるいは国会の議論で積み重ねられてきた憲法実践、国家実践に反し、新3要件が極めて曖昧で混乱を招き憲法9条の求めているものに反するため、憲法9条に一見して明白に違反するものであると断じざるを得ません。

## 2 後方支援活動等の違憲性

時間が押しておりますので、ここからは各項目の触りだけ申し上げます。

ここで問題となるのは、重要影響事態法における後方支援活動及び搜索救助活動並びに国際平和支援法における協力支援活動及び搜索救助活動で、これらの活動を合わせて「後方支援活動等」といいます。これら後方支援活動等は、武力の行使をしている米軍等外国軍隊に対する支援活動であり、自衛隊による

物品・役務の提供が活動の中心をなすわけですが、後方支援活動等が外国軍隊の武力行使と一体化しないか、自衛隊員が武力の行使の当事者になる危険がないかが問題の核心です。

新安保法制法下における重要影響事態法及び国際平和支援法では、後方支援活動等の対象範囲及び活動内容が大きく拡大し、外国軍隊が武力の行使をしている戦闘現場のごく近くであっても、現に戦闘行為がそこで行われていなければ、弾薬の提供や攻撃に飛び立とうとする戦闘機・爆撃機の整備や給油までできることになりました。戦闘現場に近い場所での物品・役務の提供は、それだけ、外国軍隊の武力の行使に役立ち、武力の行使に密接な行為となるわけで、言い換えれば、自衛隊は、非常に危険な場所、立場で活動を行うことになります。

戦争下では補給路を断つことが相手の戦力を削ぐもっとも効果的な手段であり、兵站のうちの弾薬の提供や発進準備中の航空機に対する給油・整備活動は戦闘行為の不可欠な要素であり、むしろその一環です。まして、それを戦闘行為が行われている現場の隣接地で行うことまで認めれば、質的にも地理的にも他国の武力行使と一体となります。重要影響事態法及び国際平和支援法は、それらを自衛隊が行えるとするものであり、自ら戦闘行為そのものを行っていないとしても、そのような活動を行うことは、他国による武力行使と一体化した行動であって、自らも武力の行使を行ったとの評価を受け、それが軍事行動に当たることは明らかです。従って、重要影響事態法及び国際平和支援法は、武力行使にあたる後方支援活動等を認めるものであり、武力の行使を禁じる憲法9条1項に反し違憲というほかありません。

## 3 PKOの新任務及び武器使用拡大とその違憲性

改正PKO協立法では、①自衛隊の部隊等は、「国際連合平和維持活動」のみならず、国連が統括しない有志連合による「国際連携平和安全活動」への参加も可能となり、②かつ、そのいずれの活動においても、これまで憲法9条の解釈上、「武力の行使」にあたる危険があるものとして認めてこなかった「安全確保業務」や「駆け付け警護」等を、実施対象と

しての国際平和協力業務として認め、③さらに、いわゆる任務遂行のための武器の使用等を可能にするなど武器使用権限を大きく拡大しています。

安全確保業務や駆け付け警護は、その本質として必然的に強力な武器使用を伴います。すなわち、安全確保業務は、住民等の生命、身体及び財産に対する危害の防止や特定の地域の警備等を内容とするのであるから、住民保護等の目的を達成するためには、敵対勢力の妨害を排除してこれらの任務を遂行するために強力な武器使用が不可欠です。また、駆け付け警護は、PKO活動関係者の生命又は身体に対する不測の侵害・危害を排除し、武装勢力等からの保護・救出等を行うわけですから、武装勢力等の抵抗を克服するだけの強力な武器使用権限を伴わないことには任務の遂行はできません。そして、その自衛隊の任務の遂行に対して相手方が反撃してくれば、そこに戦闘行為が発生することは避けられません。このような武器の使用は、憲法9条で禁止された武力の行使に当たるといふ疑いを否定することができません。特に、現在の国連PKOが、かつてのような停戦監視を任務とするものではなく、住民保護という任務のために武力の行使が認められた紛争主体であることを踏まえれば、安全確保業務や駆け付け警護は、武装勢力等との武力衝突を招き、さらに武力の行使へと発展する可能性が極めて高く、このような建付になっている改正PKO協力は、武力の行使を禁じる憲法9条1項に明らかに違反するものと言わざるを得ません。

宿营地共同防護のための武器使用については、自己保存のための武器使用と位置づけられています。実際には、複数の国の部隊が共にする宿营地に攻撃があった場合に、共同して反撃することを認めるものです。その宿营地の防護活動は、国連PKOの統一的な指示の下に行われ、共に防護に当たる他国の部隊はれっきとした軍隊です。そして、他国の部隊は武力の行使をするのであり、それと共同して反撃する自衛隊だけが、武力の行使ではなく自衛官の自己保存のための武器使用を行うのだなどという区別は、そもそも不可能

です。その武器使用は、共同して反撃する自衛隊員はもとより、他国の要員をも、お互いに守り合うものになることは当然です。宿营地共同防護のための武器使用は、第三者を防護するための武器使用であるとともに、他国の軍隊である部隊とともに武力の行使を行うものにならざるを得ません。従って、宿营地共同防護のための武器使用は、武力の行使を禁じる憲法9条1項に反するものと言うほかありません。

#### 4 米軍等の武器等防護とその違憲性

新安保法制法によって新設された自衛隊法95条の2は、自衛隊の武器等防護のために自衛官の武器使用権限を定めた同法95条の適用場面を拡張し、自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動に現に従事している米軍等の部隊の武器等を防護するため、平時から自衛官に武器の使用を認めるものです。そして、運用指針では、米軍等の武器等を「我が国の防衛力を構成する重要な物的手段に相当するものと評価できるもの」とし、これを「武力攻撃に至らない侵害から防護するための、極めて受動的かつ限定的な必要最小限の武器の使用を認めるものである」としています。また、「現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く」と規定されているから、米軍等の武力の行使と一体化したり、戦闘行為に発展したりすることもないとも説明しています。

従来自衛隊法95条で規定されていた自衛隊自身の武器等防護は、我が国の防衛力を構成する重要な物的手段を破壊や奪取から防護するための極めて受動的・限定的な必要最小限のものとして例外的に認められてきたもので、適用範囲は狭く捉えられており、「我が国の防衛力を構成する重要な物的手段を破壊、奪取しようとする行為に対処するため」、武器等の退避によっても防護が不可能であること（事前回避義務）、武器等が破壊されたり相手が逃走した場合には武器使用ができなくなる（事後追撃禁止）など、極めて受動的かつ限定的な必要最小限の使用のみが許されるものとされてきました。

ところが、自衛隊法95条の2は、米軍等の武器等が我が国の防衛力を構成する重要な

物的手段だとの評価を前提としており、このような評価には重大な疑問があること、自衛隊、自衛官による防護は容易に違憲の武力行使に至るおそれがあり、米軍等の武力の行使と一体化したり戦闘行為に発展したりすることはないとの政府の説明が現実にはあり得ないものであることが、多くの専門家から指摘されています。このような行為を規定した自衛隊法95条の2が憲法9条1項に違反するものであることはあまりにも明白です。

以上のとおり、新安保法制法が憲法9条に一見明白に違反することについては、疑義を容れる余地など全くありません。裁判所におかれては、個々の原告の損害を検討するにあたって、新安保法制法は一見して明白に違憲であるという厳然たる事実を直視し、この事実を踏まえてご判断いただくことを切に願います。

## 新安保法制法による被侵害権利

原告ら訴訟代理人 弁護士 角田 由紀子

最終準備書面第3章について（以下の通り）意見を述べます。

第3章は、新安保法制法によって侵害された原告らの具体的権利とその侵害による被害について、原告らによる陳述書をはじめ、多数の書証及び原告らについて実施された原告本人尋問の結果を踏まえつつ、詳しく論じております。本日、ここで述べるものは、そのエッセンスの一部でしかありません。

原告らは、新安保法制法によって侵害される原告らの実体法上の権利ないし法的利益を、憲法の基本原理が順守される国家において平和のうちに安定して生活することができる地位に基づくものであり、第1に平和的生存権、第2に人格権、第3に憲法改正・決定権と主張しております。被告は、原告らの述べることは、そもそも法的救済の対象にはならず、「漠然とした不安感を抱いたという域を出ない」と切って捨ててきました。しかし、原告らは、そのさまざまな人生の歴史と経験から、いずれも原告らは具体的に救済されるべき被害・損害を被ってきており、現実の苦痛を受けていることを、侵害された三つの権利に従って、その苦痛、恐怖の実態

を述べてきており、本法廷でそれらは立証されたと確信しております。

本訴訟における原告数は、47名であります。これらの原告らに加えて同様な思いでいる国民・市民は多数おります。それらの国民・市民らが本件訴訟を支持し見守っております。原告らは、それぞれの置かれた現実の中で、居てもたってもいられない気持ちに駆られて、この裁判に馳せ参じたものであります。提訴から3年余が経ちましたが、原告らは新安保法制法が着々と実施に移されていく日々の中に身を置き、それぞれの身に降りかかった被害が積み重なる事実、言葉を失います。

まず、平和的生存権について述べます。被告は、平和的生存権はもとより、「平和」概念そのものについて、それが抽象的かつ不明確であると主張し続けました。平和は、アジア・太平洋戦争の惨禍と多大な人的・物的被害を経験させられた国民および市民にとって現実的な意味を持つものであり、被告の主張は到底受け入れることができません。平和は、国家にとっても国民・市民にとっても、その存立ないし生存にかかわる非常に重要な価値であり、それゆえにこそ、多様な理解の仕方があり、その質と量が大きくて計量しがたいものであるにしても、平和概念そのものが不明確であるとは決して言えません。

例えば、自衛隊法3条1項にいう「我が国の平和と独立を守り」の文言が「平和」という概念が不明確であるから、自衛隊員が任務につけないと主張したら、国は一体どう対応するのでしょうか。憲法をはじめ、この国の法体系の下では、「平和」も「平和的生存権」もその意味は、日常語としてはもちろん、法律用語としても自明なものとして使用されてきているのは明らかです。平和的生存権は、とりわけ核時代にあって、いわば自然権の本質をもつ基本的人権の一つであり、憲法前文、9条及び13条をはじめとする憲法3章の諸条項が複合して保障している人権の基底的権利であり、局面に応じて自由権的、社会権的又は参政権的な態様をもって表れる複合的な権利であります。それは人権として国との関係で機能するものであります。具体的には、国が憲法9条に違反する行為を行い、個人の生命、自由及び幸福追求権が侵害され又は侵害の危機に晒され、恐怖を含む精神的な苦痛を被った場



合は、政府の行為の差止と損害賠償請求を認める根拠となるべきでものです。

次に、人格権であります。現代においては、人格権を根拠に差止請求や損害賠償などの法的救済を認められるべきであることには、学説及び判例に異論はありません。人格権は、「人間が人間であることからその存在を全うするために認められた権利である」との共通理解が憲法及び民法の分野において認められる基本的原理であります。すべての権利がそうであるように、権利は、社会と人間との関係によって生成発展するものでありますから、人格権も当然そのようなものとして理解されてきております。例えば、人格権における「平穏生活権」はそのよい例であります。社会の変化によって、人々が平穏に生活することが侵されそうになると、それから人々を守るために、それまではそこまで意識的に扱う必要がなかった平穏に生きる権利が、そのような「権利」として認識されてくるわけです。人格権は、社会の変化から人々が人間らしく生きることを保障する働きを担うものとなるのです。「人格権」は、状況の変化に応じて、人々が人間らしく生きることを保障する機能を持ったものとして、その内容をより豊かなものとしていきますが、その包み込む範囲は、それまでの学説・判例の到達したものに含まれるか、その延長線上にあり、合理的なものです。

本裁判に提出された憲法学者の志田意見書及び民法学者の木村意見書から明らかになったことは、原告らが新安保法制法によって侵害されたと訴えていることは、被告の言うように「漠然とした不安」ではなく、原告らそれぞれの戦争の実体験や社会的知見、歴史への理解などから「ある結果を恐れるにつき相当の根拠が存在する、故に法的保護を要する具体的な被害である」というべきものであり、これについて、裁判所が立ち入った審理を行う必要があるということです。

本件原告らには、様々な形でアジア・太平洋戦争の被害を受けた人々がいます。その人たちが、今、新安保法制法によって改めて苦痛を受け、新しい恐怖を味わわれています。志田意見書が指摘するように、それらの苦痛や恐怖は、過去の経験の回想によるものではなく、それら記憶の底で鎮静化させられていたものが、再び蘇ってその再体験によって、今、改めて苦痛に苛ま

れているのです。国は、これらの原告らの現実の苦痛をも、「漠たる不安」と切り捨てていますが、それは事実を見誤っているのであって、現実に向かい合い被害の実態を認めることこそが、国が今行うべきことです。

人格権侵害とそれによる苦痛は、本来原告らの人権を守るべき立法府と行政府の行為によって引き起こされたものですから、被害はより深刻です。

平和的生存権及び人格権を侵害された原告たちは、その被害の実態を陳述書で切々とつづり、法廷でも自らの言葉で赤裸々に述べました。その陳述は真に迫るものであり、聞くものに多くの感動を与えました。それは、原告らの語ることが「漠たる不安」などではなく、人間の生きる真実を語り、聞くものの心に訴えかけるからであります。「漠たる不安」が人々の心に迫り、感動を呼び起こすことはありません。時間の関係で個々の原告らの述べた内容に触れることはできませんが、原告らは、今、自分の身に起きている侵害行為について述べているのです。

最後に憲法改正・決定権についてです。

憲法改正手続きが取られずに、従って、原告ら個人が本来であれば行うことができた憲法改正に対する意見表明や運動の機会さらには国民投票権の行使の機会を奪われ、そのまま違憲の閣議決定がなされ、新安保法制法が強行採決されたという極めて具体的な権利侵害がなされました。それらは多くの国民の目の前で行われた消しがたい衝撃的な事実です。

この衝撃的な事実によって多くの国民は自らの権利を侵害されたのです。その内容はそれぞれの原告たちが、あるいは陳述書で書き、あるいは法廷で原告本人として尋問に答えることで明らかにしました。原告らは、自ら戦争を体験し、あるいは両親や祖父母から戦争の地獄の体験を語り継がれ、日本の侵略戦争の痛切な反省の上に立って、戦争を放棄し、戦力を持たないと世界に向かって宣言する平和憲法を何よりも誇りにし、日本は二度と戦争をしてはならない、そのためには憲法9条を守り通さねばならないと強く決意し、その確信に支えられてこれまでの人生を送ってきたのです。ですから、原告らは新安保法制法が国会に上程された以降は、国会前での集会に参加し、国会議員に要請するなど、

可能な限りのあらゆることを行ってきました。原告らにとっては、それらの行動は自らの生き方を貫くために不可欠のものでした。原告らはそれぞれの生活の中でさまざまにその意思を表明してきたのです。しかし、内閣と国会はそれらを一顧だにしませんでした。原告らの安保法制問題へのかかわり方は様々であっても、憲法9条の実質的な改変に対して、主権者としての自己決定権を行使したい、しなければならないという思いはみな共通なのです。それを立法と行政によって阻まれたことで原告たちは、怒り、憤り、焦燥感、絶望感等を訴えているのです。原告たちの中には、そのため、身体的な不調や苦痛を味わわされた人もおります。原告らが最も誇りとし、宝だと大事にし、自分たちが次世代に継ぐことを責務と確信してきた平和憲法の破壊がもたらされたのです。「日本が戦争のできる国に改変されてしまう」というもっとも恐れ否定していた事態を目の当たりにして、原告らが受けた主権者個人個人としての精神的苦痛は、なんとしても救済されねばなりません。

## 原告らの被害と損害の深刻性

**原告ら訴訟代理人 弁護士 古川 (こがわ) 健三**

### 1. はじめに

第4章では、第3章の権利論を敷衍しつつ、さらに個別の原告の生の声を原告の類型ごとに示しました。ここでは47名の原告の陳述書を踏まえて、原告らの訴えを俯瞰しています。原告らの個別の経験、立場や職業など、様々な個別の事情に即して、原告らが感じている、現実の危険、恐怖、苦悩、深刻な喪失感が、多くの声の中から浮かび上がります。これらは決して「漠たる不安」でもなければ「法的保護に値しない単なる焦燥感」などではありません。原告らの人生を賭けた、魂からの叫びです。

憲法研究者である青井未帆教授は、書籍「私たちは戦争を許さない」の解説のなかで次のように述べています。「原告らの主張には、純粋に私的な利益にとどまらない、自己の経験・体験に裏打ちされた高度の公的な利益に関する主張が含まれています。原告らは、日本国憲法に示されている『戦争を許さない』とい

う日本国民のコミットメントに基づき、これを代表して、権力の暴走に異議を申し立てている者であると、私は理解しています」(甲B33、p197)と。また「居ても立っても居られずに反対の声を上げた者、そして本件訴訟の原告らのように裁判所に訴えざるをえなかった人々にとって、この間の権力の暴走は、まさに身を切られるような痛みと苦しみをもたらしているのです。原告らの心の叫びは、自由侵害のおそれへの警鐘であり、私たちが決して忘れてはいけない悲しい出発点であることに、改めて思いをいたしたいと思います」(同、p200)とも。

原告らは、新安保法制法のもとで日本が戦争に巻き込まれた時、壊滅的な破壊がもたらされることを、戦争体験者、基地周辺住民、公共機関労働者、原発関係者らはそれぞれの経験、知見に基づいて具体的に語っています。裁判所におかれましては、原告本人尋問調査と陳述書の原文から、そこに込められた原告一人一人の叫びに接していただくことを、切に望みます。

### 2. 原告崔善愛の証言から

本日は、47名の原告ら全ての証言や陳述書に触れることはできません。ここでは、原告らの中から、在日コリアンである原告崔善愛(以下「原告崔」といいます)の陳述書と本人尋問の内容を振り返りたいと思います。

今日の日本社会には在日コリアンに対するヘイトスピーチが蔓延しています。外国人差別は今に始まったことではないが、今日、突出した人々だけではなく、社会全体に広くいわゆるヘイトが一般化しつつあることに、原告崔は大変な脅威を覚えています。原告崔の次女は日本国籍ですが、その彼女さえも夢の中で「この中に朝鮮人がいる。探し出せ」と言われて逃げ惑う夢にうなされることもありました。

このような在日コリアンをめぐる不穏な社会状況のもと、新安保法制法が制定されました。新安保法制法は、北朝鮮と中国を潜在的敵国として想定したものです。これは在日コリアンにとっては、自らのルーツのある国が敵国として規定されたことを意味します。例えば真珠湾攻撃による日米開戦を受けて、

1942年、米国は在米日系人約12万人の財産を取り上げ、砂漠や寒冷地などの荒野に強制収容しました。米国の国籍や市民権を持っていても日系人は収容を免れることはできなかったのです。翻って、日本で「有事」となったとき、「日本人でない」というだけで収容されるのではないか、あるいは「強制送還」されないだろうか、原告崔は新安保法制法とこれがもたらす危険に怯えているのです。

原告崔は、本人尋問を次の言葉で締め括りました。

「私は、在日コリアンですけれども、今日本には256万人以上の外国人が住んでいます。もっといえば国際結婚によって、日本人とどこかの外国人の人から生まれた子供たちは、日本国籍を持っていてもルーツは外国にあると、そういう子供たちが今日本にはたくさん住んでいます。その子供たちは、おそらくこの安保法制によって日本が武器を持てるようになったら、その武器が向けられる先に自分の祖国があるかもしれないという恐怖を抱いています。ですから、この安保法制はまるで自衛のために語られていますが、私は全くそうは思っていません。そして正に憲法にある、政府の行為によって戦争の惨禍が再び起こらないように決意する、この言葉が私はアジアの人々の支えになっている、安保法制によって平和憲法を骨抜きにせず、今の政府の暴走を止められるのは司法の力しかないと信じています。」(原告崔本人調書11ページ)

### 3. 新安保法制法が破壊したもの、原告らから奪ったもの

この意見陳述の最後に、新安保法制法が破壊し、原告らから奪ったものがなんであるのかを、総括して述べます。

- (1) まず第1に、原告らの生命、身体、財産の侵害とその危険性がもたらされました。新安保法制法は、「集団的自衛権の行使」の名の下に、日本を再び戦争ができる国へと変容させました。戦争は究極の暴力であり、個人の生命、身体、財産に対する最大の侵害行為です。

原告らは、決して過去の歴史的事実として戦争体験を語っているではありません。暴力は日常の中に潜み、常に克服されなければ

なりません。原告らは「政府の行為によつて二度と戦争の惨禍が起ることのないやうに決意し」そのために「不断の努力」を重ねているのです。ところが新安保法制法を制定した政府の行為は、憲法前文そして9条に真っ向から反するのです。このことが再び戦争の惨禍、生命、身体そして財産に対する大きな侵害とその危険性をもたらす、そのことを戦争体験者である原告らは体験を通じて感じ、警鐘を鳴らしているのです。

また、元原発技術者も、その知見にもとづき、多数の原子力発電所を持つ日本が戦争当事国となることの危険を具体的に語っています。

- (2) 新安保法制法の制定は、暴力を容認し弱者を容赦なく切り捨てる社会の到来を告げるものでした。暴力を手段として敵にうち勝つことを目標とするのが戦争です。その中で個人の内面の優しさは無用のものとして切り捨てられ失われます。

みづからや家族が障がいをかかえて生きている原告は、もっとも差別と暴力に鋭敏であり、誰よりも早く恐怖社会の到来を察知して警告しています。

- (3) 新安保法制法の制定は、個人の権利と自由が大幅に制約され規制される監視社会の到来を告げるものでもあります。新安保法制法と前後して、特定秘密保護法やいわゆる共謀罪など、個人の権利と自由の侵害を容易にする法律が次々と強行採決されました。このことは特に言論活動に関わるジャーナリストや研究者らに大きな脅威をもたらしており、また宗教者らも大きな危惧を覚えています。
- (4) 新安保法制法の制定過程には議会制民主主義と立憲主義を根底から揺さぶるような重大な瑕疵がありました。日本国憲法は明治憲法の権威主義的要素を取り去って国民主権を謳い、個人の尊重と民主主義を新しい社会の基礎としました。原告らは日本国憲法の下、日本は議会制民主主義と立憲主義のもとで法的安定性をもつ、成熟した市民社会である、そう信じて生きて来ました。ところが2015年9月に国会で繰り上げられた光景は一体なんだったのでしょうか。国権の中心であるべきはずの場所で野蛮な人々が人間かまくらを

作って怒号を交わしてはいたではありませんか。日本の立憲主義と法の支配を信じて疑わなかった原告らにとって、足元から地面が崩れ落ちていくような衝撃の場面でした。

戦争による暴力と破壊から個人の生命と財産が保障され、個人の権利と尊厳が抑圧されることのない社会、理性と秩序に守られた法的安定性ある社会こそが、憲法前文及び憲法9条が保障する平和的生存権の内実には他なりません。これをなし崩しに破壊し、また今後一層破壊しようとするのが新安保法制法です。日本政府による海外の戦争への加担を今ここで食い止めなければ、原告らの生命・財産は重大な危険に晒され、思想良心の自由は著しく制限されて個人の人格権が蹂躪されることとなります。一旦破壊された憲法秩序を回復することはほとんど不可能です。これを食い止めるために、原告らは本件訴訟を提起したのです。

## 新安保法制法の危険性と本件差止めの必要性 原告ら訴訟代理人 弁護士 福田 護

### 1 新安保法制の下での日米関係と日本の軍事化

(1) 2014年7月1日の閣議決定「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」（「7.1閣議決定」）は、自衛隊創設以来60年余にわたって歴代政府が憲法上許容できないとしてきた集団的自衛権の行使を容認するという、決定的に重大な国策の転換を行いました。

その理由として挙げられたのが、「我が国を取り巻く安全保障環境の変化」でした。曰く、「我が国を取り巻く安全保障環境は根本的に変容するとともに、更に変化し続け、我が国は複雑かつ重大な国家安全保障上の課題に直面している」、曰く「脅威が世界のどの地域において発生しても、我が国の安全保障に直接的な影響を及ぼし得る状況になっている」、そして曰く「今後他国に対して発生する武力攻撃であったとしても、その目的、規模、態様等によっては、我が国の存立を脅かすことも現実に起こり得る」、というものです。

この閣議決定に基づいて新安保法制法が強

行制定されたのを受けて昨年12月に閣議決定された新たな防衛計画の大綱では、その状況認識が一層エスカレートしています。「現在、我が国を取り巻く安全保障環境は、極めて速いスピードで変化している」、「以上のような安全保障の現実に正面から向き合い、従来の延長線上ではない真に実効的な防衛力を構築するため、防衛力の質及び量を十分に確保していく必要がある」、「全ての領域を横断的に連携させた新たな防衛力の構築に向け、従来とは抜本的に異なる速度で変革を図っていく必要がある」、などというのです。そして、このような情勢認識を根拠に、ステルス性能を備えた戦闘機F-35を105機もアメリカから追加購入し、その一部を短距離離陸・垂直着陸ができるF-35Bとし、従来のヘリコプター空母「いずも」や「かが」を改修して、F-35-Bを搭載する戦闘機用空母に作り変えることとし、しかもその戦闘機には長距離巡航ミサイルを搭載することが予定されています。アメリカの海兵隊を模した敵前上陸も任務とする攻撃的部隊である水陸機動団の編成、他国に例のないイーグス・アショアの導入などを含め、自衛隊は急速に攻撃的性格を強めた実戦部隊へと変貌を遂げつつあります。

(2) このような自衛隊の変貌は、他国、とくにアメリカとともに集団的自衛権等を行って戦う軍隊への変貌だといわざるを得ません。そしてそれはまさに、2015年4月の日米新ガイドライン、及びこれと表裏一体の新安保法制法が目的としたものにほかなりません。新ガイドラインは、「アジア太平洋地域及びこれを越えた地域」を対象に、「グローバルな性質」を有する「日米同盟」の果たすべき役割の重要性を強調し、日米の軍事的緊密化・共同化を強力に進めようとするものです。そのために、平時から緊急事態までの「同盟調整メカニズム」を設置し、また緊急事態に対処するための「共同計画策定メカニズム」を設置する等とし、切れ目のない日米共同の対処を定めました。その国内法化が新安保法制法であり、新防衛大綱と自衛隊の変貌はその実施過程にほかならないのです。

そして私たちは、新ガイドラインに先立つ

2012年8月のアーミテージ・リポートを想起しなければなりません。そこでは、「日本は一流国家であり続けたいのか、それとも二流国家に成り下がって構わないのか?」「日本が強い米国を必要とするに劣らず、米国は強い日本を必要とする」「平和憲法の改正を求めるべきである」「集団的自衛権の禁止は同盟の障害である」などと明言され、機密情報保護の強化やホルムズ海峡への掃海艇派遣まで立ち入って求められていました。新ガイドライン、そして新安保法制法は、このようなアメリカの世界戦略の一環に、日本を抜き差しならないほど深く組み込もうとするものにほかなりません。

## 2 戦争への危険の客観的現実化

(1) このように、政府によって、新安保法制の下で、日米同盟の緊密化・一体化、アメリカの世界戦略への日本の組み込み、そして日本の軍事国家化が推し進められようとしています。これは、日本の平和にとって、極めて危険な状況だといわなければなりません。それは、今現在、客観的現実的に存在する危険です。

アメリカという国は、第二次世界大戦後も世界のどこかで絶えず戦争をし続けてきた国です。日本はこれまで、そのアメリカの戦争に、反対したことがありません。しかしその戦争に、日本が当事者として参加したこともありませんでした。

それは憲法9条が、他国のために戦争をすることを禁じ、海外で武力の行使をすることを禁じてきたからでした。アメリカから自衛隊派遣の強い要求を受けながら、湾岸戦争でも、アフガン戦争でも、またイラク戦争でも、日本は直接の戦争国になることをかろうじて回避してきました。憲法9条が戦争の防波堤になっていたのです。

ところがいま、新安保法制の下で、これらの最低限の安全弁が取り払われてしまいました。アメリカの戦争に自衛隊が参加や支援を求められた場合、日本がこれを断る法的根拠がなくなってしまったのです。新安保法制法は、「戦争をしない拠り所」をみずから投げ捨ててしまいました。日本がアメリカの戦争に踏み込んで行く現実の危険を、強く指摘せ

ざるを得ないのです。

(2) 新安保法制法の適用が始まって3年半、すでにこれまで、日本はアメリカと一体となって他国との軍事的対立関係に入り、あるいは自衛隊員が戦闘行為の危険にさらされる事態が、現に生じています。

南スーダンPKOでは、2016年7月当時、大統領派と反大統領派の戦闘が繰り返されていて、首都ジュバで数日間に300人以上もの死者が発生するような状況でした。ここでは、PKO参加5原則の「停戦合意」という条件などとうに失われていましたし、自衛隊宿営地の頭越しに、大統領派と反大統領派の銃撃戦・砲撃戦が繰り返されていたのです。そんなところに、「戦闘」ではなく「衝突」だと言葉を取り繕い、駆け付け警護という危険な新任務を付与し、外国軍隊との宿営地共同防護のための武器使用も認めて、自衛隊の部隊を送り込んだというのは、余りにも危険な法適用であったと言わなければなりません。

また、核開発とミサイル発射をめぐる極めて緊張が高まった米朝関係のさなかの2017年5月、日本海に展開するアメリカの空母艦隊の補給に向かおうとする米軍補給艦を自衛艦「いずも」等が警護して、日本は米朝の軍事的対立の当事者としての立場に組み込まれました。北朝鮮はこのとき、「日本が真っ先に放射能の雲で覆われる」等と警告しています。さらに同年8月と9月に北朝鮮が北海道上空を超えて長距離弾道ミサイルを発射した際には、政府は北海道から長野県にかけての12道県にわたって早朝にJアラートを鳴り響かせ、住民に避難を呼び掛けて、一部の交通機関は運休し、学校も一部休校するなどの大騒ぎとなりましたが、これなどは、政府が意図的に国民の危機感を煽り、軍事的対応の必要性をアピールしようとしたとの疑いを抱かざるを得ません。

中国との関係においても、新防衛大綱は、中国は「既存の国際秩序と相容れない独自の主張に基づき、力を背景とした一方的な現状変更を試み」、「我が国を含む地域と国際社会の安全保障上の強い懸念となって」いる等として、最も中心的な対立国と位置づけていま

す。そして例えば、2018年9月13日には南シナ海において、海上自衛隊の護衛艦3隻と潜水艦1隻が、中国の駆逐艦が追尾する中で、対潜水艦戦の訓練を展開しました。日本が南シナ海で独自の本格的な訓練を行うのは極めて異例なことですが、アメリカの「航行の自由作戦」と足並みを揃えて中国への圧力をかけようとしたものとみられます。また、自衛隊と米軍が、新ガイドラインの共同作戦メカニズムに基づき、尖閣有事を想定した対中国共同作戦計画の策定を進めていることも報道されています。このように、政府は中国との対立関係も鮮明にしようとしていますし、自衛隊の装備や配置の強化も中国を念頭に置いて進められています。

そしていま、イラン等をめぐる不穏な中東情勢があります。2018年5月にアメリカの核合意離脱表明に端を発したアメリカとイランの対立は、本年6月オマーン湾でのタンカー2隻に対する攻撃、同月米軍無人機グローバルホークの撃墜、9月サウジアラビア石油施設への攻撃、10月紅海でのイランのタンカー2隻での爆発などの事件が相次ぎ、グローバルホーク撃墜事件の直後にトランプ大統領は一旦イランの軍事施設の攻撃開始を決定したが直前に撤回したとも報じられています。そしてアメリカは、日本を含めた各国に有志連合への参加を呼びかけており、日本はいかなる対応をするか、直面する大きな課題になっています。

### 3 本件差止めの必要性

(1) 以上のような戦争への危険な状況は、新安保法制法制定の下で、現実には生じてきている事実です。

これによって国民は、その危険な状況に脅かされているのですが、とくに本件原告らは、過去の戦争体験や居住地域・職業・社会的立場等によって、日本が戦争状態ないし戦争の危険がある状態になること、またテロの危険にさらされることに切実な利害関係を有する者であり、その平和的生存権、人格権、そして憲法改正・決定権がまさに危機に瀕しています。

その権利の侵害は、すでに新安保法制法の制定によって受け、そしてこの間受け続け

てきた大きな精神的苦痛として現れています。さらに今後、以上述べてきた危険な状況の下で、日本が集団的自衛権を行使し、あるいは他国の戦争に対する危険な後方支援活動等を行うなどにより、戦争やテロが現実化し、原告らの平和的生存権等が決定的に侵害されるに至る危険性・蓋然性が極めて高い状況があります。

また、集団的自衛権の行使等は、それに続いて日本に武力攻撃事態等をもたらす蓋然性が極めて高く、その場合に適用されるいわゆる有事法制と密接不可分の関係にもあり、そこでは原告らの生命・身体・財産の危険はもとより、様々な権利制限や義務付けが強制されることとなります。

したがって、集団的自衛権の行使等の本件処分について、原告らはその差止めを求めることができなければなりません。

(2) 戦争やテロが発生した場合、原告らが被る損害は、生命・身体にもかかわるかけがえない権利・利益であり、その侵害の重大性は改めていうまでもありません。そしてその損害の回復の困難性も明らかです。戦争は最大の人権侵害であり、平和的生存権と人格権の破壊の極致であり、そして平和憲法の死滅です。これを救済するには、事前に司法によって本件処分を差し止める以外に方法はありません。

また、処分の蓋然性についても、以上述べてきたように、集団的自衛権の行使等の本件処分がなされる危険性・蓋然性は高く、またそれは客観的現実裏付けられたものです。しかも、存立危機事態の該当性要件はほとんどあいまいな評価的概念で構成され、しかもその該当性は「政府が総合的に判断する」というものであってみれば、客観的指標はないに等しいものですし、重要影響事態、国際平和共同対処事態等についても同様です。これらは、処分が恣意的になされる危険性を示しており、本件処分がなされる蓋然性を一層高めるものです。そして、蓋然性の要件は上記重大な損害を生ずるおそれの要件も相関的に判断されるべきであり、その点からも本件処分の蓋然性は十分肯定されるべきものです。

(3) 新安保法制法の制定とその適用により、以

上述べてきたような原告らに対する戦争とテロの危険は、立法と行政によって押し進められてきました。それは同時に、この国日本の極めて危険な岐路をも指し示しています。本件においてこの危険を押しとどめるには、司法による本件差止め以外に方法はありません。

## 本件と司法判断のあり方

原告ら訴訟代理人 弁護士 伊藤 真

最終準備書面（準備書面19）第6章「本件と司法判断のあり方」について述べる。

### 1 立法不法行為の違法性

原告らは、国賠法上の違法性を検討するに当たり、相関関係論を考慮あるいは採用する判例を援用しつつ、職務行為基準説に立ったうえで相関関係論を採用することを主張しているが、判例においても相関関係論を排斥する判示は一切なく、原告らの主張は、判例の違法性判断枠組みに従ったものである。

これまでの判例は、具体的な公権力の行使について国賠法1条1項という違法性があったか否かは、当該公権力の行使について、公権力の主体がその行使に際して遵守すべき行為規範又は職務義務に違反したか否かという基準によって判断している。

この基準を前提にすれば、国会議員による新安保法制法の立法行為が国賠法1条1項の適用上違法と判断されるか否かは、各国会議員の新安保法制法の立法過程における行動が、遵守すべき行為規範又は原告らに対して負う職務上の法的義務に違反したかどうかによることになる。

この点、個々の国会議員が憲法を尊重し擁護すべき義務を負っている以上（憲法99条）、国会議員が立法行為を行う際に、最も重視すべき行為規範は憲法なのであり、一見明白に憲法に違反する内容を持つ立法の制定行為は、この遵守すべき行為規範又は国民に対する明確な職務義務違反と考えざるを得ない。

では、新安保法制法の制定過程はどうだったであろうか。

元最高裁長官をはじめとして歴代内閣法制局長官、元裁判官、日弁連、憲法学者などの

司法関係者・専門家のほとんどが、これら政府、国会の行為が違憲である、立憲主義に反すると指摘していた。にもかかわらず、国民が納得するような立法事実を提示しての十分な審議もなされず、新安保法制法を強引に成立させた行為は、明らかに国会議員として遵守すべき行為規範に違反し、憲法尊重擁護義務を負う国会議員の職務義務違反である。

よって、各国会議員の新安保法制法の立法過程における行動が、遵守すべき行為規範又は原告らに対して負う職務上の法的義務に違反したという点において、その違法性は顕著であり明白である。

### 2 国賠法上保護される権利・利益

被告は、「原告らが主張する権利は国賠法上保護された権利ないし法的利益とは認められない」、「原告らが『人格権』の侵害の内容として述べるところは、……漠然とした不安感を抱いたという域を超えるものではない」などと、特に根拠、説明を示すこともなく断じ、原告らの主張自体失当であるとして、国家賠償請求の棄却を求めている。

しかし、何らの基準や根拠もなく、これまで第3章、第4章で論証してきたような原告らの主張する権利・利益を法的保護から安易に除外することは到底認められない。

本件原告らの受けている新安保法制法による戦争やテロについての個別具体的な不安・恐怖、人生の支えや平穏な生活の喪失、生涯をかけた活動・使命に対する妨害等は、個人の尊厳としての人格権の侵害そのものであり、これに対する本件賠償請求はまさに個人の尊厳を守るための訴えにほかならない。

特に人格権に基づく損害賠償請求に対し、安易に「法律上保護される利益」を否定することは、今日において不法行為法が果たすべき機能に照らし、許されることではない。

最高裁判例においても、平穏に日常生活を送る利益、内心の静穏な感情、焦燥・不安を抱かされない利益、氏名の呼称や著作物内容の伝達利益や景観利益などの主観的利益など、精神面での人格的利益を法的保護利益として認める一群の判例がある。これらの権利・利益の侵害が違法なものとして損害賠償の対象となるかどうかの判断に際しては、最高裁も、

当該事案における侵害行為の態様・程度、被侵害利益の性質・内容等、諸般の事情を考慮し、あるいは受忍限度論による、いわゆる相関関係の判断をしていることが明らかである。

被告は、「原告らが『人格権』の侵害の内容として述べるところは、結局のところ、我が国が戦争やテロ行為の当事者になれば、国民が何らかの犠牲を強いられたり危険にさらされるのではないかといった漠然とした不安感を抱いたという域を超えるものではないのであって、かかる程度の内容をもって具体的権利性が認められると解する余地などない」と主張する。

では、具体的に、どこまで状況が切迫した段階で「漠然とした不安感」が「具体的権利性の認められる不安感」に転ずるといえるのだろうか。

新安保法制法が施行されている現在、原告らの不安感は十分に現実味のある不安感であり、既に平穏な生活利益が侵害されているのである。原告らのうち誰かが犠牲になるまで待つなどということが許されるはずがない。

こうした原告らの具体的かつ重大な損害の救済とさらなる重大な損害の発生防止は、差し止め訴訟における裁判所の権限というに留まらずまさに責務ともいえるべきものである。

原告らは、新安保法制法施行後の現在および近い将来の具体的な危険性について、専門家証人による立証を企図したが、裁判所は証人申請を却下された。裁判所としてはあくまでも純粋に訴訟法的な観点から人証による事実の立証の必要性はないと判断しただけと思慮するが、証人の供述を踏まえなくとも裁判所が判断できるというのであれば、裁判所には、現在および将来の危険性をより緻密かつ的確に判断することが求められている。

本件において原告らは、新安保法制法の制定による法的体制の変容、そこでの自衛隊による武力の行使の機会及び危険の大幅な拡大、自衛隊・米軍の存在・活動を含む客観的な国際情勢・軍事情勢の下で、それぞれの戦争体験その他の経験や各人が置かれた社会的立場等に応じて、日本が戦争やテロに関与し巻き込まれていく危険、その場合に自分自身に生ずる生命・身体、日常生活、精神面での被害

やその危険を実感している。

それらは、単なる原告らの思い込みや、思想・信条・信念等によるものではなく、また、原告らの主義主張が国会で通らずに新安保法制法が成立したことに対する憤怒の情、不快感、焦燥感等でも全くない。原告らの被害は、上記のような客観的な環境の変動によって裏付けられている危険・危惧・脅威・不安等であり、それは具体的・個別的な人格的権利・利益に対する侵害にほかならない。これらの人格的権利・利益は、被告の主張するように、何の根拠も基準もなく、法的に保護される権利ないし利益ではないとして切り捨てられるようなものでは決してない。

### 3 本件における裁判所の職責

安全保障政策に関する国民の意思は多様である。その国民意思を統合して統一的な国家意思形成を行うことが国会には期待されており、具体的な安全保障政策の実現や外交交渉の内容などは政治部門の判断に委ねられているといえる。そうだとすると、その際に内閣、国会が最低限遵守しなければならない大きな枠組みは憲法によって規定されている。そうした憲法による統制が立憲主義である。政策の当不当の判断ではなく、こうした大きな枠組みを逸脱する立法か否かの判断は、司法において十分に可能であり、むしろこれこそが司法に期待されている本来的な役割である。本件訴訟は、新安保法制法の安全保障政策上の当否の判断を裁判所に求めているのではない。あくまでも、新安保法制法が、憲法が許容している枠組みを逸脱しているか否かの判断を求めているのである。

そして、国賠法上の違法性の判断ないし原告らの損害の有無の判断に先行して憲法判断をすることは、問題がないどころか必要な場合があることを、平成17年在外邦人選挙権制限違憲判決、平成27年夫婦同姓規定合憲判決、平成27年再婚禁止期間違憲判決などで最高裁も認めている。

世界的に見るなら、特に司法権のあり方をめぐっては実に大きく変容してきていることは、多くの論者の指摘する通りである。それは特定の国に限ったことではない。グローバルな潮流で見れば、司法が違憲審査において



政治に関わりを持つことは、もはや「当たり前」となっている。特に、ここ10年、20年の間に様相が様変わりしている。例えばアメリカでは、2000年のBush対Goreにより、ジョージ・W.ブッシュが大統領となること、連邦最高裁判決により決定した。このような極めて高度の政治性を有すると考えられる問題を連邦最高裁が判断したことにより、実質的に伝統的な「政治的問題の法理」は説得力を失ったものと指摘されている。

日本では、未だに統治行為論や憲法判断回避の準則といった一般的な理論があるかのように言われることがあるが、厳格なルールや準則として扱うことに、理論的な理由はない。事案の性質や経緯、文化的・社会的な事情、そして国民の期待や社会通念を含めて、裁判所の任務や役割を具体的に探っていくことが必要である。

そして、近時の学説からの批判を踏まえると、裁判所には、憲法判断を避けることが許されない場合があるというに留まらず、憲法判断に踏み込まなければならない場合があることも明らかになった。そして、本件訴訟がそのような場合であることを原告らは主張している。新安保法制法の合憲性については原告らが争点としてあげ被告がそれを争っているのであるから、仮に裁判所が憲法判断を避けるのであれば、相当に説得力のある論証が必要になるはずである。単に、警察予備隊違憲訴訟最高裁判決（昭和27年10月8日）を取り上げ、日本の違憲審査制は付随的違憲審査制だからというような、まるで理由にならない言葉を並べたり、権力分立や民主政などの憲法原理を持ち出すことによって憲法判断を回避することは決して許されることではない。本件においては、権力分立や民主政の観点からこそ裁判所が憲法判断すべきことを原告らは主張している。裁判所にはこの点に関する応答義務があるはずである。

アメリカ、フランス、ドイツにおける各違憲審査制を外観してみると、違憲審査権の行使を躊躇せず、人権保障と憲法保障に積極的であるがゆえに国民からの信頼を得ていることがわかる。どの国も過去において暗い歴史を持つ。そして、司法もそれと無縁ではなかつ

た。だが、今日においてはそうした過去を克服し、政治部門から独立した裁判所としてあるべき姿を確立し、権力分立が実質的に機能するようにその職責を果たしている。

イギリスにおいても興味深い最高裁判決が2019年9月24日に出された。イギリス最高裁は、ボリス・ジョンソン首相が5週間にわたり議会を閉会したことに対して、「政府の行動を問いただすという議会の憲法上の職務遂行権限を首相が妨げたことは違法だ」と11人の判事全員一致で判断した。2009年に設置されたばかりの最高裁が、EU離脱にも関わる極めて政治的な問題に対して、政府や女王への忤度なしに明確な違法判決を出すことにより、その存在意義を示した。もちろん不文憲法であり明確な違憲審査権を有しないことなど、我が国の法制度との違いは多々あるものの、裁判所が憲法価値を擁護するために一定の役割を果たし権力分立という国家のガバナンスが機能していることは確かであろう。

このように諸外国においては、けっして政治部門への追従などではなく、政治的問題という言い訳による司法の役割放棄でもなく、まさに司法が政治部門に対して人権保障と憲法保障の観点から高く聳え立っているのである。これらの近代立憲主義諸国と価値観を共有する日本の裁判所だけが、ひとり政治部門に追従し、実質的な独立性を失い、国民からの信頼を失ってしまってよいわけがない。

日本においても、大日本帝国憲法の下での裁判所は、司法省の監督下にあり真の独立はなく違憲審査権も認められていなかった。このように民事刑事裁判に限定された役割しか認められなかった戦前とは異なり、日本国憲法の下では司法権の独立が認められ違憲審査権が規定されているのである。その裁判所が、戦前レベルの判断しかできない国家機関であってよいはずがない。

いうまでもなく、戦争は最大かつ最悪の人権侵害である。国家が戦争に近づくことを阻止することは、最大の人権侵害を未然に防ぐことを意味する。だからこそ、人権保障のためには、憲法9条や前文の平和主義が要請する平和国家としての憲法秩序の維持が必要な

のであり、この憲法秩序を保障するために、裁判所が「憲法保障機関」としての役割を果たすべく違法な立法行為を正し、違法な本件処分を差し止めることが要請されているのである。

このまま新安保法制法による違憲の既成事実が積み重ねられ、将来、日本人が人を殺傷し、殺傷される事態が生じたとき、新安保法制法を成立させた安倍内閣、そして国会とともに裁判所も共同で責任を負うことになる。そうならないよう人権保障の役割を遂行するためには、「憲法保障」のための裁判所としての役割を果たすことが求められているのである。

これまで憲法秩序は、内閣法制局による事前審査によって相当程度確保されてきた。しかし、内閣法制局長官があたかも首相の配下となり、その意思を付度し、その意思に追随するだけの機関に墮してしまっただけの「今はなき」内閣法制局にこれまでのような憲法擁護のための内的批判者としての役割は期待できない。日本がこうした事態に陥ってしまっている以上、政治部門の外にある裁判所が、内閣の意向を付度したりすることなく、立憲主義の擁護者としてその役割を積極的に果たす以外に、日本における立憲主義を維持貫徹する方途はないのである。

特定秘密保護法、新安保法制法、組織的犯罪処罰法など十分な議論と検討が必要な法律が、数の力によって押し切られるように成立してしまっただけでなく、昨今の官僚、政治家の不祥事、不適切な発言、公文書の廃棄、隠蔽、改ざんをあげるまでもなく、議会制民主主義の根幹が揺らいでいる。これまでにないほどに立憲主義、平和主義、民主主義といった憲法価値が危機に直面しているのではないかと懸念される。

特に我が国のように、裁判所への信頼が一定水準を保っているような法治国家においては、憲法破壊的状况において裁判所がなす役割は、そうでは無い国と比べて格段に大きいはずである。「裁判もお金次第」という国が少なくない中で、我が国の裁判官はその清廉潔白で公正なイメージが広く国民に持たれている。政治部門が法による拘束を免れようとする中で、三権分立を機能させるために、司法府が政治部門にブレーキをかけなければ

ならない場面があるはずである。

こうした時だからこそ、憲法価値を維持貫徹するために、それぞれのアクターがその役割を果たさなければならないと考える。本件訴訟を提起し遂行することによって国民・市民は一定の役割を果たしてきた。弁護人も微力ながら法律家としての職責を果たしてきたつもりである。同様に裁判官にも果たさなければならない役割、使命があるはずである。

今日のような憲法の危機に際して、裁判所がその役割を果たさずして、日本に未来はあるのだろうか。政治的な問題だから司法は口を差し挟まないという態度が、国の方向を誤らせるのではないかと懸念される。後世から見れば、あの時が重要な分岐点だったと言われる時に今私達はいるのではないかと懸念される。裁判官にも法律家としての誇り・プライドを見せてほしいと思う。

#### 4 最後に

裁判官は特別な権限と地位を与えられた職業である。「憲法の番人」、「人権保障の最後の砦」といわれる任務を担っている。憲法76条3項は「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」と規定する。裁判官としての良心に基づく自らの意思で憲法をよみがえらせることができるし、目の前で苦しんでいる原告に希望の光を与えることもできる。これは裁判官にしかできないことである。そして、裁判官には何も畏れるものがない。仮にあるとしたら自らの良心だけである。従うべきものも自らの良心と憲法だけである。

原告らは、「裁判所だったら正しく判断できる」という司法への信頼と期待があるからこそ提訴した。このことは、我が国における立憲主義を考える上で、大きな意味を持つ。仮に、信頼と期待が持ち得ない状況だったら、このように多くの原告らが多大なエネルギーを裁判に割いたであろうか。

万が一でも、市民の間に、違憲審査権が裁判所によって適正に執行されることに絶望しか持てないようになってしまったら、これは司法の存在意義を大きく毀損する事態であると言わざるを得ない。市民から期待される司法であることは、我が国の法の支配の実現

にとって極めて重大な意味を持つものである。

本件訴訟の原告らおよび代理人も、つい裁判所に「勇気と英断」を求めてしまう。しかし、「勇気と英断」がなければ、憲法に従った判断はできないと決めてかかるのは、裁判所に対して礼を失することになろう。裁判官が自己の良心に従って法律のプロフェッショナルとして、憲法に則って淡々と職責を果たすのはむしろ当然のことである。原告らと代理人は、裁判所に良心をもって本件訴訟の事案の本質を洞察し、司法に負託された当然の職責を果たしてもらいたいと期待するだけである。司法に課せられた憲法保障機能と人権保障機能を全うし、法の支配の実効性を高め、立憲主義の崩壊を防ぐため、政治部門に対して強く気高く聳え立ってほしい。このことを弁論を終えるに際して改めて切に願う。

## 終章 日本はどこへ行くのか

原告ら訴訟代理人 弁護士 錦織 明

### 1 はじめに

2014年7月1日の閣議決定から5年余、日本は大きく変わってきてしまいました。積み上げてきた、あるいは踏みとどまってきた「平和国家」から別の姿の国家へと、です。その先に何かがあるのか、今の政権は、この国を、国民を、そして自衛隊を、どこに連れて行くようとしているのでしょうか。

終章では、新安保法制法成立に至る過程と施行後の危険な状況を振り返り、裁判所に対し、本裁判を通じて実現されるべき法の正義、また、回復されるべき本来のこの国のあり方を問いかけました。

### 2 安倍首相の荒唐無稽な説明と宮崎元内閣法制局長官の証言

安倍首相は2014年5月及び2015年5月の記者会見で「海外派兵が一般に許されないという従来からの原則は変わらない。自衛隊がかつての湾岸戦争やイラク戦争での戦闘に参加するようなことは、今後とも決していない」と断言しました。

集団的自衛権を認めて海外で武力行使ができるようにするという法案を提案しながら、従来どおり海外派兵はしないという無責任な

自己矛盾が、「断じてあり得ない」という断言によって、強引に押し通されたのです。

しかし、法案審議中の2015年6月4日、衆議院憲法審査会において与野党推薦の参考人3人の憲法学者がこぞって、法案による集団的自衛権の行使容認は憲法違反であると述べ、衝撃を与えました。

これに対して安倍首相らが持ち出したのが、最高裁砂川事件判決は集団的自衛権も認めている、違憲かどうかの最終的な判断は最高裁判所が行うという説明でした。

砂川判決が集団的自衛権について判断していないことは、法律家なら誰でも分かることなのに、黒を白と言いくるめる議論が罷り通ってしまったのです。

この反知性的とも言われる発言に対し、元内閣法制局長官が歴史的事実を述べながら事の本質を語っています。本年6月13日、前橋地裁における安保法制違憲訴訟において、宮崎礼壹元内閣法制局長官が証言しました。

(1) その証言の中で、存立危機事態に当たるかどうかということ自体、「我が国は主体的に判断できない」という指摘がなされています。

安倍首相が「自衛隊がかつての湾岸戦争やイラク戦争での戦闘に参加するようなことは今後とも決していない」と断言しようとも、今後の世界情勢の推移の中で、「存立危機事態」という要件が何の歯止めにもならないことは明らかなのです。

(2) また、宮崎証人は、「集団的自衛権の行使は違憲だというのは、単にある解釈というにとどまらなくて、国会もそれをそうかということで予算を承認し、法律を成立させてきたわけですから、政府も国会も一緒になって、日本国国家として、憲法9条の下では集団的自衛権の行使はできないという道を実践してきたわけで、単に答弁したことがあるということではないということをよく御理解いただきたいと思うわけです。」と証言しています。

### 3 終わりに

この国は戦後70年間、日本国憲法の下、自らの国の歴史、国の姿を作ってきました。集団的自衛権を巡る議論と政府の回答は、単に回答が何回も出されたということだけではなく、その論争・回答の積重ねによって国の

方向性が明示されてきたということであり、それを通じてこの国の人々は、「戦争に子どもをやらなくてもいいという安心」や「人殺しをしない国に所属することの誇り」などの意識を形成し、それが日本社会の土壌を形成し、世界からの信頼を獲得し、そういった目に見えないものが地層のように積み重なってこの国の歴史を作ってきたのです。

このようにして形作ってきたこの国の歴史を、時の政権の独自の考えで、正規の手続を経ることもなく勝手に作り変えることは許されない、そしてそれを見過ごしたり、あるいは積極的に追認することは、憲法への違背であるだけでなく、歴史に対する冒瀆です。

ところが、被告は、「原告らには国賠法上の救済を得られる具体的な権利ないし法的利益はない」、「行訴法3条2項の処分に当たらない」「法律上の争訟に当たらない」などと、形式的・表層的な主張に終始し、実体に踏み込んだ議論を回避するとともに、新安保法制法の違憲性の主張に対する法律論すら回避し続けてきました。

行政権と立法権が憲法を無視して国の形を変えてしまうような異常な事態に対し、かかる被告国の対応は余りにも不誠実であり、その違法を糾すことは司法権の職責です。本件のような法の支配の本質に関わる重大な問題が提起されているときこそ、法的正義とは何かが問われるのであり、被告のように表層の形式論で済ませようとする態度は決して許されません。そのような安易な議論で片付けようとする主張に、裁判所が流されることがあってはならないのです。

本件は、政治的な重大イシューに関係する事案であり、差止請求、国賠請求のそれぞれについて重要な論点を含む事案ですが、その判断はなんら特別なものではなく、憲法をはじめとする法解釈によって導かれるべきものです。法の正義に適う結論に向け、あらゆる英知を結集して法の趣旨を見極め、あるべき法の解釈を探求して、妥当な結論に導く過程こそ、求められる裁判の真髄といえるのではないのでしょうか。

憲法を尊重擁護することは裁判官の職責であり、裁判官はその良心に従い、独立してその職権を行い、憲法及び法律にのみ拘束されます。裁判官の職権行使において求められる「良心」は、全人格的な実践であり、理性的で強く大きい、その「良心」は、何物にも屈することはないと

原告らは信じています。

新安保法制法の成立に際し、政権は虚言と妄言を弄してきました。本裁判で司法に求められるのは、そのような虚言や妄言の対極にある、事の本質、核心を見据えた歴史に耐えうる見識であり、法の正義の実現です。今、まさに、この国の立憲主義、憲法に基づく国のあり方が問われているのです。

この国のこれまでの形を歪め、歴史を無視し、この国の将来を混迷させ、世界からの信頼を失わせ、重大かつ危険な今日の状態を招いている行政と国会に対し、司法が、その責任と権限において、これを改めさせるべく毅然とした判断を示されることを、期待してやみません。